

食品リサイクルについて 再生利用事業者の作業工程等の映像資料をご覧ください

食品廃棄物の排出の抑制と資源としての有効活用を推進するため、2001年に食品リサイクル法が施行されました。食品廃棄物排出事業者において排出を抑制することは大切なことですが、あわせて飼料や肥料等の原材料として再生利用し、資源を循環させる社会を構築することが求められています。

食品廃棄物のうちで再資源化できるものは、飼料、肥料、油脂・油脂製品、メタン、炭化製品（燃料及び還元剤）、エタノールの原材料として再生利用します。ここでは、飼料化、肥料化、メタン発酵発電に取り組んでいる再生利用事業者の作業工程等を映像資料によりご紹介いたします。

この映像資料は、神奈川県からの受託事業として作成した食品リサイクルPRリーフレットの掲載企業にご協力いただき制作したものです。排出事業者の皆様におかれましては、映像資料をご覧ください、食品廃棄物の処理に係る情報や県内の優良な再生利用事業者について理解を深め、食品廃棄物を資源として有効活用していただきますようお願いいたします。

※ 下線の箇所をクリックすると、各映像資料と食品廃棄物のリサイクルに取り組んでいる再生利用事業者のホームページをご覧ください。

【飼料化】映像資料

「食品ロス」に新たな価値を。
食べものの“環”をつくる



[\(株\)日本フードエコロジーセンター](#)

【堆肥化】映像資料

安心・安全・無添加の有機肥料



[横浜環境保全\(株\)](#)

【メタン発酵発電】映像資料

地球にやさしい
食品リサイクル発電事業



[\(株\)Jバイオフードリサイクル](#)

循環型有機肥料「健やかファーム」

[\(株\)二見](#)



コーヒー豆かす
リサイクル
ループを実現する

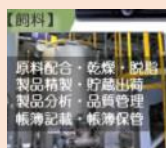


[三友プラントサー
ビス\(株\)](#)

コンポスト肥料
「有機生き生き畑」



[\(株\)デスポ](#)



食品循環資源
(飼料化)に
取り組む

[湘南有機リサイクル\(株\)](#)



公益社団法人
神奈川県産業資源循環協会